

主題	被虐待高齢者の家族再生への道のり
副題	再会で家族に語った言葉は「あなたは、もう大人なんだから自立なさい」
被虐待高齢者	
家族への想い	

研究期間	13 ヶ月	事業所	養護老人ホーム万世敬老園
発表者：関口和代（せきぐち かずよ）		アドバイザー：原田浩二（はらだ こうじ）	
共同研究者：仁和智美・佐々木秋代・松本里美・植本洋平・加藤敏隆			

電 話	042-541-5982	メール	mankei3@douen.jp
FAX	042-541-5929	URL	

今回発表の 事業所や サービスの 紹介	所在地：東京都昭島市中神町 1260 番地万世敬老園 施設概要：65 歳以上の方で、環境上及び経済上の理由により、在宅での生活が困難な方を対象に日常生活の支援を目的とする施設です。 基本方針：… “明日（みらい）の高齢者の福祉文化を創造し、発信します” … を基本方針とし、利用者の生活を支援しています。
------------------------------	---

《1. 研究前の状況と課題》

平成 18 年度の制度改正以後、福祉事務所より、被虐待高齢者と明記された方の緊急一時保護からの入所が多くなってきています。

当施設においては、平成 18 年度:1 名、19 年度:1 名、20 年度:2 名、21 年度:3 名、22 年度:3 名、23 年度:5 名、24 年度:2 名と、毎年、家族等の虐待により、緊急一時保護となり、やがて入所ということになっています。

虐待の内容も、「経済的虐待」「性的虐待」「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト（介護放棄）」と多岐にわたっています。

こうして入所してきたものの、時が経つにつれ、家族への思いが深まり、家族として、親としての責任にさいなまれる方もいます。家族とは？親子とは？ 施設で守りきれば、それでいいのか？ 被虐待高齢者を支援する中で、家族再生を考えた取組みが課題として浮上してきました。

《2. 研究の目標と期待する成果・目的》

「いつかは、家族に会わなければ」という利用者の思いと施設の支援から、本研究での取組みは“突然の家族の面会への対応”という事態の関係調整からでした。

虐待の多くは同じ空間で一緒に生活することから摩擦が生じることで分離は必要でしたが、空間を超えての気持ちのつながりはどうなのか？ 関係が遮断され、孤立していく利用者の生活に、養護はどう支援することが出来るのか？ 虐待があった家族には再生していくことがあるのか？ また、どうして虐待という事態になったのか？ 等々の課題を解決するため、家族の繋がりを信じて行動を起こすことを出発点とし、家族を否定せず、家族それぞれが自立して生活していくことを目標と期待とし取組みました。まずは、面会を拒否しないことから始めました。

《3. 具体的な取り組みの内容》

被虐待利用者 17 名のうち、心身に危険が及ばないと協議された利用者を対象とするが、居所が判明した原因の殆どが、利用者本人から家族への発信であり、家族を思う親の責任を考えていた方です。その結果、家族は突然来園し面会を求めます。その際の対応の一例を決めておきます。

1、本人と面会の際に、複数の職員で対応し“連れ出すことはできない”こと確約する。

場合によっては、警察の介入を求めること

2、本人に面会及び約束ごとの同意を得る

3、初回の面会は、出来るだけ短時間とする。
(相互の関係や雰囲気を観察しながら)

4、次回の面会の際には、必ず事前に連絡を頂く。

上記の対応で統一することとした。

また、園長、相談員の不在時に面会があった際、園長、相談員に連絡を入れることとする。面会の状況やその後の支援については、福祉事務所との連携をもって取り進める。

《4. 取り組みの結果と考察》

被虐待者 17 名のうち、4 名は調整困難、8 名は身を隠した状態の継続、5 名は調整順調により面会の継続ができるようになりました。

家続の突然の面会が躊躇の間もなく訪れ、取り組みが加速しました。上記のルールをしっかりと守ることで、5 名は面会の継続に繋がりました。一概にすべてのケースに当てはまることはないと思っていますし、虐待が起こってしまった家族の背景は解消したのか、虐待による根深い傷は果たして癒えるのか…家族にその余力は残っているのか…と考えます、がしかし、面会が継続している家族の思いは繋がりを残し、私達は細心に慎重に、それを肯定しつつ、再生への道のりを見つけたところです。

《5. まとめ、結論》

本研究において、現段階でのまとめとしては、積極的な面会や和解を求めるのではなく、職員が毅然として利用者の意思を表明しながら、家族も、ともに安定を考え、関わりあっていくことの重要性を再認識しました。再会した家族に、利用者から、「あなたは、もう大人なんだから自立なさい」と言う言葉が聞かれました。家族を思う精一杯の気持ちは、この一言に集約され、それぞれが自立することで、たとえ遠く離れていても“家族は家族である”…という自立の意味や家族である意味さえも私達職員に響いていました。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

なお、本研究発表を行うに当たり、被虐待高齢者の事例を挙げる際に、本人、家族の確認はとっていませんが、職員会議にて、「倫理的配慮に基づき、本人及び家族が判明できなければ問題ない」という結論を持ち、内容を精査した結果において、本人及び家族が不利益を被ることがないように配慮しました。

《7. 参考文献》

特になし

《8. 提案と発信》

被虐待高齢者は、今も、陽の当たらない家族の中で暮しているかも知れません。悲しい報道も聞かれます。そして誰もいなくなった家庭となっています。高齢者虐待防止法の普及は勿論、地域福祉の発展で、少しでも切ない悲劇がなくなるよう、個が自立し、家族がともに暮らせるよう願っております。

養護老人ホームは、それでも叶わない事情を抱える高齢者を支援していきます。

【メモ欄】